

第 8 5 回森林審議会 会議録

日 時 令和元年 1 2 月 1 7 日
午前 1 0 時 0 0 分～午後 0 時 0 0 分

場 所 ホテルプリムローズ大阪 会議室 鳳凰東

第85回大阪府森林審議会

令和元年12月17日

【司会（福井副主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第85回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の福井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員14名中、9名の委員にご出席いただくこととなりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立することをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承ください。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、次第、大阪府森林審議会規程、委員名簿、配席図でございます。そして、諮問書の写し、「森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立について」。続きまして、資料1「大阪地域森林計画の樹立について」、資料2「森林整備指針検討部会における議決事項報告について」、資料3「森林保全整備部会における議決事項報告について」、資料4「林地開発許可の実績報告について」。

それと、こちらは審議会の資料ではございませんけれども、皆様のお手元の封筒の中に、こちらのSDGsピンバッジの説明のチラシと、私が襟につけている、こちらのSDGsピンバッジが入っております。こちらは、昨年の台風21号による倒木被害を受けたヒノキで作成した被害森林の復興のためのSDGsピンバッジとなっております。詳しくは資料をご覧くださいませ。本日は、普及啓発の目的もあり、配付させていただきます。

資料の不足はございませんでしょうか。ご確認いただきありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（福井副主査）】 なお、小杉委員、島田委員、津田委員、長島委員、藤田委員におかれましては、所用のため本日はご欠席でございます。以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、北尾みどり推進室長よりご挨拶を申し上げます。

【北尾みどり推進室長】 皆様、おはようございます。大阪府環境農林水産部みどり推

進室の北尾でございます。第85回の大阪府森林審議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の先生方におかれましては、公私とも年末の大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、近畿中国森林管理局の長田局長におかれましては、前任の高野局長に引き続き委員のご就任をご快諾いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

先ほど申し上げましたけども、今年も全国各地で大規模な自然災害が発生いたしました。ここ数年の傾向を見ますと、数十年に一度といった災害が頻発しておりまして、その対策は喫緊の課題となっていると思います。国も今年度の補正予算の中で改めて国土強靱化が計上されるよう検討されているということなど、全国で山地災害等への対策が加速されていると思います。

大阪府におきましても、国費による災害復旧に着実に取り組めますことはもとよりでございますが、山地災害の防止を緊急的かつ集中的に行うため、府森林環境税をさらに4年間延長させていただきまして、引き続き、森林の土石流予防対策を実施していくこととしたところでございます。

また、本年度から開始されました国の森林環境譲与税では、市町村が主体となりまして森林整備や木材利用を進めることとされておりまして、府内でも現に風倒木の処理や庁舎の木質化等に取り組んでいただいております。私どもも、市町村の皆様方に対して相談窓口の設置や、また、航空レーザ測量による詳細な森林データの提供などのほか、当審議会の部会でもご審議をいただき、後ほどご報告がございます大阪府森林整備指針に沿った支援を行ってまいりたいと思っております。

さて、本日の会議でございますが、初めに、大阪府地域森林計画樹立の諮問についてご審議をお願いいたします。また、その後に、森林整備指針検討部会及び森林保全整備部会における議決事項のご報告がございまして、最後に、事務局から林地開発許可の実績についてご報告をさせていただく予定でおります。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会（福井副主査）】 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会第5条第1項によりまして、増田会長にお願いしたいと思います。それでは、増田会長、議

事の進行をよろしくお願いいたします。

【増田会長】 それでは、皆さん、改めましておはようございます。先ほどもございましたように、本当に気象災害が多い昨今ですし、今日も年末とは思えないような暖かさですけれども、これからますますそういうことが頻発するんだろうと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず、議事録署名委員ですけれども、予定通り奥野委員と坂野上委員のお二人にお願ひするということがよろしいですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の案件ですけれども、議題が、議事が1点と報告案件が3件ございます。早速ですけれども、議事に入っていきたいと思ひます。

議事に関しましては、大阪地域森林計画の樹立についての諮問でございます。事務局のほうからご説明のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【鉄羅森づくり課技師】 森づくり課森林整備グループの鉄羅と申します。

大阪地域森林計画の樹立について説明させていただきます。まず、知事から審議会長宛ての『森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立について』とあります諮問書写しをご覧ください。

『森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立について（諮問）』。森林法第5条第1項の規程に基づく大阪地域森林計画を樹立するにあたり、同法第6条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。」

今から内容の説明に入らせていただきます。

資料1、大阪地域森林計画の樹立についての資料をご用意いただき、資料1-1、大阪地域森林計画（案）の概要をご覧ください。説明についてですが、概要版を作成いたしましたので、こちらで説明させていただきます。

今回樹立いたします大阪地域森林計画とは、計画区内の民有林について、5年ごとに10年を1期として立てる計画でございます。資料1-2をご覧ください。こちらに森林計画制度の体系を整理しております。

一番上に森林・林業基本計画があります。長期的かつ総合的な施策の方向・目標を定め、政府が立案いたします。森林・林業基本法第11条に基づく計画です。これは、概ね5年ごとに見直しを行うとされております。

これに即しまして、全国森林計画があります。国の森林整備及び保全の方向、地域森林計画等の指針を定め、農林水産大臣が立案いたします。森林法第4条に基づく、5年ごと

に15年を1期とする計画になります。

これに即しまして、今回ご審議いただく地域森林計画があります。森林法第5条に基づき立てる計画になります。地域森林計画において掲げる主な事項としては、都道府県の森林関連施策の方向、伐採・造林・林道・保安林の整備の目標、市町村森林整備計画の指針、また、対象とする森林の区域があります。現行の大阪地域森林計画につきましては、平成27年度から平成31年度末までの計画となっております。今回、5年ごとの樹立の年に当たりますので、ご審議いただくものです。

また、この地域森林計画に適合いたしまして、市町村森林整備計画があります。市町村の森林関連施策の方向、森林所有者が行う伐採・造林などの規範を定めた、市町村長が立案いたします。これは森林法第10条の5に基づく計画です。今年度、大阪府の市町村森林整備計画につきましても、府内の市町村全て樹立の年に当たりますので、各市町村におきまして手続を進めております。

さらに、森林経営計画があり、これは、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自発的に作成する具体的な伐採・造林・作業路網の整備等に関する計画であります。

続きまして、資料1-1に戻ります。平成27年度の樹立時の計画量から、全計画での前半5年間、平成27年度から令和元年度での実行結果についてご報告いたします。

伐採材積、間伐面積、保安林指定面積について、それぞれ計画量、実行量、実行歩合を記載しております。

主伐の伐採材積につきましては、搬出の費用に加えて再造林の費用もかかることになり、材価が低迷しておりますので主伐が進まず、実行歩合14%と計画量を下回りました。間伐の伐採材積につきましても、間伐材の利用を推進するため、切捨間伐から利用間伐に国の制度の変更がございましたが、材価低迷等により間伐も進まず、実行歩合50%となりました。間伐面積につきましても、同様に間伐が進まなかったため、実行歩合は52%となりました。

保安林指定につきましては、災害被災地や荒廃地において山地災害対策を推進するため、千早赤阪村や河内長野市、和泉市等で指定を行いました。水源涵養及び保健・風致の保安林指定につきましては、平成22年度から平成26年度の前々計画の5年間における指定実績を勘案いたしまして、平成27年度から平成31年度の5年間の計画量を策定いたしましたが、実行歩合は低くなりました。

また、概要版には載せておりませんが、資料1-5、大阪地域森林計画書の6ページを

ご確認ください。

資料1-5、6ページには、林道・治山事業の計画量及び実行歩合についても記載しております。林道につきましては、予算の制約、実施適期の検討等により、開設はゼロ、改良も1割未満となりましたが、森林作業道を104km開設し、補完いたしました。治山事業につきましては、被災地における復旧対策を優先して実施したため、実行歩合は約2割にとどまりました。

資料1-1に戻ります。次に、森林区域の面積についてご説明いたします。

資料1-3、概要別紙の資料と併せてご覧ください。今回、増加分がありますので、こちらから説明をさせていただきます。千早赤阪村水分にございます官行造林地の一部が契約解除されまして、その箇所を国有林から地域森林計画対象民有林に編入いたしますので、33ha増加いたします。

次に、減少分についてご説明いたします。

令和元年度の林地開発の完了確認分による減少については、箕面市で2件、約22ha減少いたします。

また、1ha以下の林地転用、これが伐採届によります林地外への転用であり、大阪府におきましては、樹立のときに合わせまして5年分をまとめて地域森林計画に反映しております。その部分が平成27年からの5年間で31カ所、合計8ha減少いたします。

その他の理由、その他といいますのは、電気事業地や道路等の公共用途のため保安林指定を解除し、計画区域からも除外したためなどといった理由となっております。これが5年間で合計3ha減少いたします。

ここで資料1-4をご覧ください。今年度完了確認を行い、森林区域から除外する案件につきまして説明させていただきます。今回除外対象となるものは2件で、いずれも西日本高速道路株式会社による開発が行われた箇所となります。許可した時点が違うため、分けさせていただいております。

2ページをご覧ください。1件目は、箕面市下止々呂美における新名神高速道路建設工事に伴う区間の造成及び市道等の付替え道路の整備を目的とした開発になります。

4ページをご覧ください。区域図を載せております。黒線より右側、その1となっている箇所が1つ目の区域になります。青線が事業区域になります。森林区域から除外する予定の箇所は、ピンク色で示した箇所となります。事業の区域面積は4,341.4ha、うち、かかる森林面積は2,061.3haとなっております。

なお、高速道路につきましては、青線で囲まれた箇所を東西方向に貫く形で延びております。

林地開発におきましては、災害防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの基準で審査を行い、完了に際しては、それぞれを満たす内容で適切に整備され、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

2件目の案件につきましても、同様に確認した上で完了としております。次のページ、5ページ目が整備後の様子です。

以上を踏まえ、本案件では事業区域全てが道路用地として供されることから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外いたします。除外面積といたしましては2.0613haとなります。

2件目の案件に移ります。3ページに戻りまして、新名神高速道路建設工事に伴う本線工事及びインターチェンジの建設を目的とした開発になります。事業区域面積は25.5409ha、うち、かかる森林面積は17.2292haです。

4ページ目、区域図をご覧ください。黒線より左側が2件目の区域になります。1件目と同様に、青線が事業区域を示しており、ピンク色で示した箇所が森林から除外する予定の箇所になります。かかる森林のうち、上部分14.8haにつきましては道路用地として供されることから、森林区域から除外いたします。

また、図面の赤線で囲っている区域につきましては、今回の林地開発により周囲の森林から孤立し、なおかつ1カ所当たりの面積が0.3ha未満となる森林ですが、このような近接する森林と一体性がなくなった0.3ha未満の森林につきましては、林野庁長官通知「森林計画制度の運用について」により、地域森林計画対象民有林に含めないとされていますので、合わせて除外いたします。この赤枠で囲った部分の合計面積が0.6522haとなります。

さらに、オレンジ色の線で囲ってある区域は、今回の工事に出た残土を処分したエリアで、跡地利用のため現在グラウンドが整備されておりますが、周辺の道路通路など1.9378haと合わせまして、改変済地4.325haを森林区域から除外いたします。

2ページめくっていただきまして6ページ、道路の完成状況の様子を写真で載せております。また、7ページには、グラウンド整備後の様子も写真で載せております。

2件目の合計19.8192haを今回除外いたします。

1件目、2件目の案件を合わせまして、今年完了確認を終えて森林区域から除外する面

積については22haとなります。なお、1ha未満の林地転用による森林面積の減少及びその他につきましては、詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、資料1-1に戻ります。右側をご覧ください。主な内容の変更点について説明いたします。変更点は、大きく3点ございまして、1点目、平成30年に発生し、北摂地域の風倒木被害など甚大な被害を受けた台風21号について記載しております。

資料1-5、大阪地域森林計画書、2ページ目をご覧ください。「(2)社会的背景」、ここは大阪府の社会的背景を記載する項目になりますが、下から4行目に記載しております。読み上げさせていただきます。

「また、近年は自然災害が増加傾向にあり、想定を超える豪雨や暴風雨により、大規模な土砂災害や風倒木被害が発生している。特に、平成30年9月の台風21号による風倒木被害は甚大で、林業活動にも影響が出ている」と記載しております。

また、この項目につきましては、大阪府森林環境税についても記載を行っております。

資料1-1に戻ります。主な内容の変更点2点目、森林整備指針検討部会においてご審議いただき作成いたしました大阪府森林整備指針について記載しております。

後ほどの報告事項で大阪府森林整備指針について説明を行いますが、大阪府森林整備指針とは、平成31年4月に森林経営管理制度が施行されたことにより、市町村自らが森林整備を実施できるなど、森林行政における市町村の役割が大きくなっていることを踏まえ、府や市町村を中心に、府内の森林を整備する全ての団体が連携・協調して府域の森林の保全整備を進められるよう、将来の望ましい森林の姿とそれを実現するための技術的手法を示すため、本審議会に平成30年7月30日に諮問を行い、森林整備指針検討部会でご審議、ご議論いただき、策定した指針でございます。

今後の大阪府の森林施策においても重要なものでありますので、地域森林計画の計画樹立に当たっての基本的考え方に指針を位置付けました。

資料1-5、大阪地域森林計画書の7ページ、8ページをご覧ください。

「3.計画樹立に当たっての基本的考え方」、こちらに大阪府森林整備指針についての記載を行っております。指針内で定めております4つの目標、「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」について記載を行っております。

また、7ページ、8ページにありますア、イ、ウ、エにつきましては、大阪府森林整備指針内のご審議いただきました文言をそのまま記載を行っております。

資料 1-1 に戻りまして、3 点目、平成 31 年 4 月 1 日に開始された森林経営管理制度について記載を行っております。

資料 1-5、大阪地域森林計画書は 26 ページをご覧ください。26 ページの中段から下でございます「(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針」といたしまして、「森林の経営管理を所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する」と記載を行っております。

資料 1-1 に戻ります。最後に、新計画の量について記載してございます。全国森林計画の各領域割り当て数量に即し、実績や齢級構成など府内森林の状況を鑑み、計画値を変更しております。伐採材積、間伐面積ともに、前回の計画値より実績を踏まえまして少なく計画しております。

目標達成のための方針ですが、伐採材積及び間伐面積につきましては、森林経営計画を策定し、森林作業道などの整備や森林施業の集約化を進めることで施業コストの削減を図り、主伐、搬出間伐を促進していきます。

主伐ですが、伐採と造林の一貫作業システムやコンテナ苗の導入に努めることで、施業コストの削減、主伐の促進を行っていきます。

また、間伐につきましても、森林経営管理制度が開始され、管理されていない森林については、市町村が委託を受け、意欲と能力のある林業事業体に再委託を行う、もしくは市町村自らが森林の手入れを行っていきますので、間伐実績の増加が期待されます。大阪府としても、都道府県の森林環境譲与税を活用し、市町村担当者への相談窓口の設置等により市町村を支援することによって、間伐の推進を図っていきます。

最後に、保安林につきましては、被災地や荒廃地における山地災害対策を着実に進めるとともに、森林の適切な利用を推進するため、計画的に指定を行っております。ほかにも文言等や時点修正を行っております。

この計画樹立に当たりましては、大阪府広報により公示を行い、令和元年 10 月 31 日から令和元年 11 月 29 日までの 30 日間縦覧期間に供するとともに、近畿中国森林管理局、関係市町村等に意見をお聞きしましたが、特にはございませんでした。

なお、今後についてですが、本日この審議会に計画案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画樹立の決定を行った上で、年内中に最終的な公表を行うといった流れで

進めていきたいと考えております。

以上で地域森林計画の樹立についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【増田会長】 どうもありがとうございました。長大な資料を簡潔に適切にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、少しこの「大阪市地域森林計画（案）」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

従来のものから、台風被害のお話であったり、部会で検討いただいていた森林整備指針も色濃く反映させたりということで、前期とは大分修正をしているかと思えますけど、何かお気づきの点なり気をつけておいたほうがいい点、ございますでしょうか。

【栗本委員】 今、委員長が言っていたように、整備指針がこの計画に反映しているというのは、私どもとしても非常によかったなと思っております。

質問なんですけれども、今回、大阪府において森林環境税を延長していただいて、流域の立木の保全措置等が講じられるようになったんですが、そのことについてはこの計画の中で反映しているのでしょうか。

【増田会長】 前段としては、環境税の名前は出てきたということですが、具体的な整備については記載されているかどうか、いかがでしょう。

【鉄羅森づくり課技師】 資料1－5の2ページをご覧ください。先ほど台風の説明を行った社会的背景の下から2行目にあります。「台風21号による風倒木被害は甚大で、林業活動にも影響が出ている」。これを受けまして、また、府民の安全のために、「こうした自然災害を未然に防止するため大阪府では森林環境税を導入し土石流や流木被害防止のための予防的対策等を実施している」と、こういう記載を行っております。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【栗本委員】 この計画の中で、実施すべき治山事業の数量とか、そういったことで反映しているのかどうかという具体的なことについてはどうなのでしょう。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【村上森づくり課森林整備補佐】 実施すべき治山事業の数には、現在のところまだ計画には反映させておりません。また、後日行われます森林評価審議会、環境税の評価審議会を経まして、そこで了承されましたら、次回の変更のときにこちらの地域森林計画のほうにも反映させていきたいと思っております。

【栗本委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【栗本委員】 はい、結構です。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】 内容はよくわかりましたけれども、ちょっと数字のことでやはり私も確認をさせていただきたいんですけども。この一覧表にある主伐・間伐の面積ですね。以前の5年分で実行量が特に主伐はほんのわずか、14%しか実施できなかったとなっていて、今後5年間に関しては7万7,000haですか。ですから、以前のその数値目標よりは下がっているんですけど、やはりかなりの高い数値になっていると思います。これ、14%から77%に上げるための財源というのは、やはり環境譲与税とか何か財源を確保してこの数値は達成できるという計画を持っておられるのかということと、それから、間伐に関しては、5年間の数字、かなり下がっていますので、おそらく前回の5年の実行量59%に対して今後5年85%というのは、そんなに無理のない状況かなという推測はしているんですけども、そのあたりの実行の確実さに関して、もし説明をしていただけると、もうちょっと理解しやすいかなと思います。別にこの文章に書いてくれということではないんですけども。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【鉄羅森づくり課技師】 今のところ、主伐についてのこの計画量を達成するための具体的な財源というのは確保はしていないんですけども、整備指針の中でも書かせていただきましたように、伐採と造林の一貫作業システムですとか、コンテナ苗の活用ですとか、そういった施業コストを削減していくことによりまして、森林所有者とかの意欲が増えまして、主伐が進んでいくように進めていきたいと思っております。

【黒田委員】 すみません、さっきちょっとそれで言い忘れたんですけど、結局そのコンテナ苗にしても、そんな何分の1にコストダウンできるわけではないので、これ、本当にコスト削減というのはもうぎりぎりまで実際に来ているはずだと私は理解してきたんです。そこでやっぱり現実味があるのかないのかというところがやはりちょっと気になる場所だったので、そこを単にコスト削減と言ってしまわない計算をしていただきたいなと思います。

【増田会長】 よろしいでしょうかね、最後は。ご提案ということで。

ほかはいかがでしょうか。

これ、森林環境譲与税が運用されると、その川上というんですかね。川上の要するに森林整備だけではなくて、川下の木材利用の誘発によって川上の林業振興をやってくという論理で国の新しい環境税が運用されるわけですよ。そういうことは、こういう地域対象民有林のこの森林計画書には一切触れられないんですかね。これ、どちらかというと、川上の要するに森林についてのことを全部書かれているんですけども、そういう川下政策みたいなものは計画書の中に税の導入が入って明確に位置づいたものですから、そのあたりの記入というのは社会背景とか何か具体的整備量のところには出てこないんでしょうけど、その促進みたいな話というのは書くべき話じゃないんですかね。それはいかがでしょうかね。それともよく読むと書かれているんですかね。

【鉄羅森づくり課技師】 資料1－5の大阪地域森林計画書の8ページをご覧ください。ここの(2)のところですね。これは譲与税に限った話ではなく、大阪府の林業施策全体の話として書かせていただいているんですけども、森林資源の利用促進の方向性といったところで、おおさか河内材ですとか和泉材(いずもく)等の府内産材のブランド化により地域産材の利用を促進する、また、そのため、府内産材を積極的に活用している工務店や設計士等と連携し、府内産材の利用を図る、としております。

【増田会長】 なるほど、わかりました。書かれているんだったら、これからここが結構厚みを持ってくるんだろうと思いますので、少しそのあたりの充実というんですかね。

ほかは何かお気づきの点ございますでしょうか。いかがでしょうか。大体よろしいでしょうかね。

それでは、一応、大阪地域森林計画の案につきましては適切な意見交換ができたかと思えます。これは諮問事項でございますので、答申案に対しましてお諮りをしたいと思えます。

それでは、ただいまご説明をいただきました大阪地域森林計画の樹立について、本日も説明いただきました案を妥当とする旨、答申させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。異議なしの声でございます。

それでは、妥当とする旨、答申させていただきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の審議案件ですけれども、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

長田委員はここでご退席されるということで、ありがとうございます。

それでは、後半部分の報告事項に移らせていただきたいと思います。

まず、報告1ですけれども、森林整備指針検討部会における議決事項につきまして、審議会規程第7条第3項に基づきまして、部会長としてご報告させていただきたいと思えます。昨年、2018年7月30日に「大阪府森林整備指針（仮称）」の策定の諮問があり、森林整備指針検討部会にて審議を行い、先ほども報告がございましたけれども、2019年8月23日に答申をさせていただいたところでございます。詳細につきましては、事務局のほうからご説明いただければと思えます。よろしくお願いたします。

【浦久保森づくり課主査】 大阪府森づくり課の浦久保でございます。私のほうから、整備指針検討部会の議決事項についてのご報告をさせていただきます。資料は、資料2と書かれておりますクリップ留めの資料と、A3の資料が1枚と、整備指針の本編の冊子が1つついてございます。それでは、説明させていただきます。

まず、資料2でございますが、最初に真ん中の上のあたりをご覧ください。これまでの部会の検討状況を記載しております。

昨年の7月30日に諮問いただいてから部会を立ち上げまして、第1回から第5回目まで議事を進めていただきました。最後の第5回の後、8月23日に答申ということで、本日、森林審議会にて報告をさせていただくものです。

まず、この大阪府森林整備指針を策定いたしました背景・目的ですけれども、本年4月から森林経営管理制度や森林環境譲与税がスタートいたしましたことによりまして、これまで府が大きな役割を担ってきました森林行政における市町村の役割が増大し、市町村自らが森林整備を実施することになりました。今後ますます府、市町村、森林所有者、森林ボランティアらが連携・協調しまして、森林の整備・管理を進めることが必要になってまいります。そのため、将来の望ましい森林の姿とそれを実現するための技術的な手法を示す大阪府森林整備指針を策定することとなりました。対象としましては、府内の地域森林計画対象民有林の約5万4,000haでございます。

第2章ということで、市町村の方々や関係者がこの指針を理解しやすくするために、指針の4つの目標というものを設定いたしました。

この4つでございますが、まず1つ目、「メリハリをつけた林業経営」ということで、現在の人工林を林業の適地と不適地に分けまして、この林業の条件適地の場合は木材生産、条件の不適地の場合は広葉樹林に転換していくというメリハリをつけた林業経営を行い、適正な管理を促そうというものです。

2つ目の「防災に配慮した森づくり」ですが、昨今、自然災害が多発していることから、災害が起きにくい、また、起きても被害が最小限になる森づくりを目指しております。

3つ目の「広葉樹などの資源の育成と活用」ということで、これまで広葉樹資源というのは活用が限定的でしたが、条件のいい場所では資源を有効に活用し、森林の更新を図っていこうというものでございます。

4つ目の「多様な森づくり」ですが、これらの全体を通しまして、防災面ですとか環境面から、多様な環境がモザイク状に配置された森づくりを目指していこうというものです。

これらの4つの目標を掲げまして、この整備指針を検討いたしました。

第3章ですが、森林区分の設定ということで、まず、目標の1つ目でありますメリハリをつけた林業経営のためには、林業経営が成り立ちやすい場所と成り立ちにくい場所を区分する必要があるということで、ここに書いてあります以下の条件をもとに、①から④の4つに区分いたしました。こちらにつきましては、本編の3ページをご覧ください。

まず、林業適地、不適地を分ける条件としまして、大きく自然的条件と社会的条件の2つに分けました。

自然的条件といたしましては、地形、傾斜ですとか土壌といったものです。ここで地形としましては、車両系の搬出が効率的とされております傾斜35度というところを1つの区切りとしまして、林業適地を定めております。土壌につきましては、植物の生育に適していると考えられます褐色森林土を林業適地としております。

続きまして、6ページをご覧ください。社会的条件としまして4つを挙げております。

1つ目が路網からの距離、こちらについては、車両系で集材できる範囲であります路網から200m以内というものを林業適地としております。そのほか、森林経営計画が策定されているかどうかですとか、人工林がまとまってあるかどうか、さらに、森林所有者の意向というものも大きな要素として社会的条件に入れております。

次の7ページをご覧ください。これらの条件をもとに、森林を大きく4つに区分いたしました。上に描いてある図は自然的条件のみで分けたものですが、自然的条件である地形35度と土壌の褐色森林土ということとスギ・ヒノキの人工林、また、広葉樹林、竹林・松林という要素を区分しまして、4つの四角ができております。

4区分につきましては、下の四角に書いてありますが、①、人工林で条件の適地のところについては資源循環林ということで、人工林の林業経営を通じて今後も維持管理を行っていく森林。

それから、②のスギ・ヒノキの人工林なんですけれども、条件が悪いところについては広葉樹林への誘導・転換ということで、維持管理費を縮減し、災害に強い森林として維持していくために広葉樹林に誘導しましょうというところなんです。

③の広葉樹林の竹林・松林で条件のいいところにつきましては資源管理林としまして、健全な広葉樹林を維持しつつ、資源活用できるところについては活用しまして、森林管理に努めていきますというものです。

④の自然遷移林ですけれども、広葉樹林で条件の悪いところ、こちらにつきましては特に手入れを要しない自然遷移林ということなんですけれども、災害が懸念される場所等では、必要に応じて公的な対策を実施しますということにしております。

これらの4つの区分が自然的条件で分かれまして、図の中にちょっと斜めのたすきがけのような線が入っております。こちらが、社会的条件をこの上に考慮しますと、例えば②の四角の中であっても①の資源循環林、所有者が自分のところは林業をしたいというところであれば、②の区分に入っている①のような施業をしていくといった形で、自然的条件、社会的条件を加味して区分をしていくということを考えております。

それから、A3の資料に戻っていただきまして、左の下ですね。共通する配慮事項ということで、これら4つの森林を施業していく上で、それぞれやり方は少しずつ違うんですけども、共通する配慮事項ということで4点決めております。

まず、防災対策ということで、森林が持つ防災機能を発揮させるために、適期に施業を行うとともに、流木となる恐れがある立木やインフラに影響を及ぼし得る高木は事前に伐採するというものです。

2番目の生態系保全ですが、針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置して、植樹する場合は、遺伝子のかく乱に配慮することとしております。

3番目のシカの対策としましては、野生シカの生息地では、獣害防止の筒ですとか防護柵を設置するほか、関係課とも連携し、頭数管理といったことも進めていきますということです。

4点目の景観対策ですが、自然歩道沿いや眺望対象となる山林では、植栽する樹種の選定や樹木の適正な密度管理や景観を阻害する樹木の伐採などに努めることによって、地域らしさを持った景観に配慮していきましょうという4点を共通する配慮事項としております。

A3の資料の右上で、そのほか、4つの区分以外に現在の大阪府の中で特に対応が必要

な森林ということで、3つのタイプを挙げております。

まず1つ目が、風倒木の被害地です。こちらが、昨年の9月の台風による被害地につきまして、放置すると二次災害の危険等がありますので、防災面で優先度の高い箇所から早期に被害木を整理し、そして、自然的条件と社会的条件に照らしまして、先ほどの4区分の中の①から③のいずれかに移行していきますというものです。

2番目のナラ枯れ被害地ですが、ナラ枯れの被害地の中で、特に後継となる高木が育っていない箇所ですとか、枯死木が道路沿いにあり放置すると危険な箇所につきましては早期に対策を実施し、こちらも自然的条件、社会的条件に照らしまして、多くは前述の③の森林へ移行していきますというものです。

3つ目の拡大竹林ですが、府内でも拡大が見られる竹林につきまして、広がった竹林が隣接する森林を衰退させるというところもありますので、拡大防止対策を早期に実施し、こちらも自然的条件、社会的条件に照らしまして、前述の①から③のいずれかの森林への移行を図るということとしております。

そして、第4章ですが、保育・管理の方針ということで、それぞれの区分ごとにどういった施業をしていけばいいかという目標を掲げて、具体的な施業方法を記載しております。

①の資源循環林につきましては、これまでのとおり持続的に木材資源の有効活用を図るために、人工林の保育・伐採・再造林という林業の経済サイクルを維持していくものとしております。具体的には、隣接する人工林の一体管理とか、林内路網の整備や架線集材の活用等を検討しまして、条件適地を増やしていこうといったところでございます。

②広葉樹林への誘導・転換ですけれども、条件不適地の人工林では、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図りつつ、公益的機能の向上に努めることとしております。具体的には、小面積を選択的に皆伐して天然更新を図るですとか、生育状況によっては、その人工林の強度間伐等により広葉樹林の苗木の植栽を行うなど、広葉樹林に転換していくといったものです。

3番目、資源管理林につきましては、健全な広葉樹林を維持する。そして、搬出可能な場所では、資源を経済的に利用することを通じて保育・管理を行っていきます。具体的には、条件のよい場所では積極的に広葉樹を育成して資源循環を図るというものですけれども、広葉樹材の活用方法等も研究していきたいと考えております。

④自然遷移林につきましては、基本的には自然遷移に任せるとしております。

そして、風倒木被害地につきましては、防災面で優先度の高い箇所から、早期の森林回

復に向けて被害木の整理・搬出及び植樹を実施するとしております。具体的には、被害木にとってはバイオ木材やバイオマス等の資源として有効活用するほか、被害木の整理を跡地造林につきましては所有者の意向を尊重して行っていきますが、スギ・ヒノキですとか広葉樹といったものを再造林しまして、先ほどの①から③の区分に移行させていくということにしております。

ナラ枯れ被害地につきましては、被害地の植生状況を観察しながら、将来健全な森林に回復するよう森林再生を図っていくものです。具体的には、まずは、被害木については、道路沿いですとか人が集まる場所については伐採処理に努めることとしまして、その伐採後は、広葉樹が育っていれば、それを保育・管理していきますし、育っていなければ、植樹を行うなどして高木の育成に努めることとしております。

竹林の拡大につきましては、周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、当面重点的に拡大防止策を講じることとしており、具体的には、竹林の周囲に数mの緩衝地帯を設けるですとか、面積が小さければ皆伐を行うなどして、適正な竹林として管理をしていくこととしております。以上が保育・管理の方針でした。

次の第5章というところで活用のロードマップということで、この大阪府森林整備指針をどのように活用していくかということに記載しております。まず、大阪府につきましては、森林の現況ですとか施業履歴などのデータの整理を行ったり、保育・管理の先進的手法を集積したりしまして、それを実際に市町村に技術的支援ということで提供していくことにしています。また、大阪府の下ですけれども、治山事業や森林整備事業といったものにつきましても、この整備指針に沿って行っていきます。

市町村につきましては、この整備指針をもとに実施計画を策定していただきたいと考えております。この実施計画というのは、森林環境譲与税を今後どのように使っていくかということも含めまして、この指針に沿った使い道を書いていただくものでして、これにつきましては、明後日の12月19日にも市町村向けの説明会等を行うなどして、この計画を立てていただくことにしております。

それから、真ん中の段の森林所有者や森林ボランティアにつきましても、指針ですとか市町村のこの計画に沿って森林整備を実施していただきたいと考えていますので、周知や広報等に努めていきたいと考えています。

これらの主体によって森林整備を進めまして、経過観察が必要な森林につきましては、選定しましてモニタリングを行っていき、そのモニタリング結果については、またその保

育・管理の手法等に反映していくということで、P D C Aのサイクルを考えております。

整備指針につきましては、本編のほうでは16ページ以降を資料編として、現在の大阪府の森林に関するデータ集を掲載させていただいています。大阪府森林整備指針の報告については以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご報告をいただきました大阪府森林整備指針について、何かご意見とかお気づきの点はございますでしょうか。いかがでしょうか。

【黒田委員】 最後のほうでもよろしいですか。

【増田会長】 どうぞ。

【黒田委員】 実は第5の活用のロードマップのところ、一番最後になってしまうんですけども、やはり森林環境譲与税のことが大変これから難しいというのがあると思います。私自身、最近相談がありますのが、森のない市町村でたくさんお金だけ来るところが、どう使っていいかわからないという相談が出てきています。一方で、人が少なく、森はいっぱいあるんだけどお金が来ませんというところ。これ、マッチングで、私からのそういう場合のアドバイスというのは、いかにそういう都会から田舎のほうの森を利用する人を増やしてお金を流すかということだと、ともかくそこはお伝えしているんですけども、そうはいつでも、どうするんですかという話にこれからなると思います。

これ、何もやらないと、結局、人が多いところはあまり必要でないところにお金を使ってしまう恐れがあるということで、府としてはどうマッチングをされるかというのはこれから仕事として出てくるのではないかと思うんです。市町村のところに、右の上に少し書かれていますけど、実施計画の策定が望ましいとか、財源は森林環境譲与税になっていますけれども、譲与税が来ない森林の多いところに対してどうするかということも含めて、もうちょっとここは具体的な検討が今後必要というか、していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。何かコメントございます？ 多分少し実情として、みどり公社の中にも市町村からの相談窓口をつくられたり、ある一定の配置はされていて、この数カ月の状況も含めて何かございましたら、少しご報告なりいただければ。

【赤井森づくり課長】 森づくり課の赤井でございます。

森林環境譲与税、今年から譲与されるということで、主に市町村に有効に使っていただかなければならないということで、本年4月に大阪府のみどり公社の中に木材利用と森林

整備の支援センターというものを設置しております。その中で、いろいろ市町村が森林整備と、あと、木材利用の両輪で取り組んでいただくということで、いろんな情報提供とか研修会等をやっております。

具体には、一番多い譲与額が大阪市で、1億弱、今年度来ております。いろんなことをお考えいただいでですね。例えば地域で木材利用を住民の方と一緒にやって、ベンチをつくったりとか、そういうものを置くようなもの、それから、子供たちを対象に森林とか木材利用の勉強をしてもらうようなイベントを市内で開催されたりというところで、とりあえずできることからということで取り組んでいただいております。

それとあと、大阪市におきましては、学校の机に木材を使うということで、一応計画的に順次木材の机、椅子にかえていくということで、これにかなりお金を充当していただいております。

支援センターのほうで、その辺のお手伝い、いろいろとさせていただいております。机、椅子につきましては非常にうまくいった部分がありまして、府内産材の木材で机、椅子をつくっていただけるという動きも出ております。

森林整備のほうにつきましては、まずは府のほうでいろんなデータの蓄積を今年度からさせていただいております、並行して先ほど言っておりました市町村の実施計画の策定のお手伝い等をさせていただいているところです。

財源、譲与税の額につきましては、やっぱりでこぼこあるのは事実です。それを府としてどう使っていただくような誘導をしていくかというところは、まだちょっと実は見えてないところです。

といいますのは、市町村に来る財源ですので、まずは市町村の意向というものを十分お聞きした上で、使えないという市町村がもしもあれば、それは森林の多いところに支援するようなことはどうですかという働きかけも今後必要になってくるのかなと思っております。そういった事例も全国的には数例出てきておりますので、そういった先進事例の情報を積極的に収集させていただきまして、また市町村のほうにフィードバックをして、一緒に考えていきたいなというところでございます。

よろしいですか。

【増田会長】 はい。多分1つは材として回っていくという、川下と川上がつながっていくという話と、もう1つ、あるいは黒田先生のご指摘で非常に重要な視点は、人を交流させることによって要するに林業地域に金の落とせる仕組み。例えば大阪市が森林を持つ

てないので、市の小学校の学習林みたいなやつを千早赤阪村でつくれないとか、そういう使い方ですね。あるいは林間学校みたいなもので、少し3日間なりの職業体験みたいなものの受け入れとして要するに林業地域にお金を落とせるとか、あるいは、林業地域では反対にその受け皿としてのやはり施設とか施設整備に対して、例えばの例ですけど、大阪市がお金を出して林間学校の施設とか学習体験施設みたいなやつ建設もできるとか、そういう人を動かすことによってお金を動かすという視点なんかも積極的にやはり考えていかないと、材で回るといって、風が吹いておけ屋がもうかるみたいな形でいくと、長いサイクルがあって初めてお金が川上へ下りていきますので、もっと短期的にお金が落ちる仕組みみたいなやつをぜひとも頭を絞る必要があるのかなと。だから、農泊事業とか、農泊事業の中に漁泊事業みたいなやつがあって、同じように林泊事業みたいなやつがグリーンツーリズムとかフォレストツーリズムみたいな話の中でもっとそんな視点も積極的にということだと思っただけです。

何か補足ありますか。

【黒田委員】 正しくそのところをお願いしたかったんです。最近やっぱり都会の住人というのは、木は切ってはいけないと思っていたり、それから、人工林というのは、うちの学生なんか罪滅ぼしのために植えているというぐらいの勘違いがひどいんですね。世の中で森林に関する信じられないような誤解があります。

この機会に、やっぱり都会のほうの人、木材を使いましょうというのはまず第一歩だと思うんですけど、それから、やっぱり大人の、林間学校も含めて、そのグリーンツーリズムといいますか、もっとその森林をこの機会にもうちよっと身近に感じてもらって、資源循環というところを意識した使い方をしていただけると、いろんな波及効果が出そうな気がちょっとしてしまっています。ぜひ姉妹都市とかということもあるかもしれませんが、そういう人の流れも含めての財源活用をしていただけるようにちょっとお願いしたいと思えます。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【北尾みどり推進室長】 先生方もご案内と思いますけども、森林環境譲与税というのは、法律の建て付け上、一般財源ということになってしまっていて、いろいろご相談いただければいろいろまたご相談に対応するので、例えば国もそうですし、我々もそうなんですけど、こうしなさいとかすべきであるという言い方はなかなか難しいところがあるので、いろいろお金の都市部における譲与税の活用の方向というのはちゃんとホームページにアッ

プして納税者である国民、市民の判断を得ると、そういうことで示されていますから、そういうことを意識しながら、今日のご議論の中でいろんなアイデアがありますよということも、ご相談があったときには対応するというので、意識をしてやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

松本村長がさっき険しい顔をしてはったんですけど、お悩みも聞いていましてね。できるだけ今ある山に入るお金だけじゃなくて、街に入るお金も含めてちゃんと森が回るよというので、意識してやっていきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【増田会長】 多分全国でいろんなアイデアが出てくるでしょうから、それを少しまく、先進事例、目を光らせておいて収集していただいて、どうやってうまく活用できるかみたいな話ですね。

【黒田委員】 多分まだ税金の使い方が一方的でうまくいかない部分って絶対あると思うんですね。それは国有林にお願ひしに行くこととか、あと、林野庁のほうにいろいろとお願ひに行くことは私たちの役目でもありますので、ぜひそういうところでこう変えてくださいという要望はむしろ積極的に出していただいたほうがいいかなと。

【増田会長】 特にやっぱり、先程も言いましたけど、農業政策でもそうで、マルシェとか直販みたいなやつが出てきて、その次の段階は、そこで知り合って、都会の人に生産現場である農地に来ていただくというのがやっぱり1つの大きな農業政策の方向なんですね。

林業も全く一緒に、やっぱりいろんな意味での普及啓発が、大阪市内というんですか、都市部で行われているだけではなくて、それがちゃんとやっぱり人とお金を伴って森林エリアで展開されることによって、ある地域へお金を落としていける仕組みですよ。何かそういうことをぜひとも積極的に考えていただいたらいいのと違うかなと。特に大阪の場合、森林面積が少なくても880万人という人口を抱えていますので、そのあたりからいくと、何かやはりアイデアを出していく府県としては非常に可能性のある府県かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か森林譲与税でコメントございますでしょうか。いかがでしょう。

【松本委員】 私どもの村は、森林譲与税、とりあえずその前に何しろ山をどうにかしたいということで、単費で間伐補助を立米7,000円ですか、出したんですが、なかなか林家自体がもう山林経営のやる気がなくなっている人が非常に多くなりましてね。だからあんまり、それでも残るような感じなんです。できることなら森林組合さんあたりで

山林経営をやりたいような方々の山へ施業班なんか入れていただいてね。とりあえずうちのものも大体70年、80年生ぐらいの木が非常に多いんですが、まだまだお金にならない。だから、あと50年ないし100年ぐらい置いて大径木にすると、もう金にはならないと思うんですよ。だから、その分、森林環境税なんかをそういう間伐に徹底的に入れていかざるを得んのかなと。それと、間伐することによって山自体が、非常に今やったら真っ暗なんですけど、明るくなってくると、山へ遊びに入る人も増えていくのかなということで、まず、とりあえず千早赤阪村の山なんかは徹底的に間伐することから入っていかざるを得んのかなと思っております。

ただ、森林環境税が思った以上に多くないというのがですね。これが私どもの正味の感覚でございまして、これ、大分やっぱりもうちょっと人口割を減らしていただいてですね。ということを考えられないのかなといつも思っております。

【増田会長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

あと、いかがですか。林業的な視点から、奥野さんと栗本さん、いかがでしょう。

【奥野委員】 今お話しいただきましたように、我々はやっぱりこれから林業についてのことも、今これから小学校が5年生ぐらいから授業が始まるということで、やっぱりそれを子供たちに林業のことということで、今、市と府と私どもとちょっとアタックしまして、子供たちに山の中に入れていただいて山を見ていただく。ちょっと作業もしていただく。それから、河内長野の場合でございましたら、製材所もありますし市場もありますので、そういうところを見ていただいて、木の流れなんかでも全部、市場へこういう形で流れていきます、出していきますよということを伝えていって、これからの林業についてわかっていただくということ。

それからもう1点、僕のほう、一番大変なのが、今、環境譲与税、できていますよね。僕、詳しいことはわからないんですけども。環境譲与税で、今、千早さん、山があるからまだ面積があるんですけども、少ないところではもうほとんど何百万か、そんなところもあるかと思うんですけども、そういうところは1年で使っても何もできませんよね。それ、何年かためてでも次の大きな形で抛出する。何らかのそういう形のことにはできるんですか。その辺、どうなんでしょうか？

【増田会長】 いかがでしょうか。

【赤井森づくり課長】 森林環境税、森林環境譲与税は、法律ができて、その中でいろんな制度が書かれておるんですけども、その中に一定基金に積み立ててもよいと。

【奥野委員】 よいんですか。

【赤井森づくり課長】 はい。そういうことになってございまして。

【奥野委員】 それは何年ぐらいまで？

【赤井森づくり課長】 別にその期間は設定はないので、譲与額……。

【奥野委員】 できるようなお金が貯まるまで置いておくということですか。

【赤井森づくり課長】 そうですね。ただ、我々の立場的には、ただ単に目的もなく積み立てますと言われてしまうと、法の趣旨、制度の趣旨から外れますので、例えば5年間ためて1,000万に達した時点でこういう使い方をしますという計画をつくってくださいということもあわせてお願いはしております。

【奥野委員】 そうですか。そういう形での。いいということですね。

【増田会長】 いかがでしょう。

【栗本委員】 ちょっと自覚的に言うんですけども、資源循環とかいろいろの中で、村長さんもおっしゃいましたけども、山に人が来ていただくには、やっぱり山を魅力的にしなければいけないということは私たち自身も強く感じております。そのために、やっぱり間伐もしていきたいと思っておりますし、今回整備指針が出たように、広葉樹についても同じだろうと思っております。

そして、何よりも、黒田先生がおっしゃったように、資源循環といっても、何が循環しているのかということが、木は山から取り出しているんだという実感がない。例えばこの紙だって山の木からできているんだという実感がないですよ。そういった山というのはどういう機能かを、資源供給をどういうふうにしているのかということ、そのことを都会の人はあまりにも知らなさ過ぎるんじゃないのかなというのは実感として考えております。だから、幾ら木を幼稚園で使っても、この木が山から来ているんだということを知ってもらわないと、あまり意味がないのかなという思いはしております。

【増田会長】 そうですね。たしか多分日本の土地所有のベスト3ぐらいが北大か何かになっているんじゃないんですかね。学習林というか、演習林で。多分製紙会社だとかだともっとあって、多分ベスト3ぐらいに北大と東大が入っているんだろうと思いますけど、そこも林業で自立しなさいと言われておりますから、かなり苦しい思いはされていますけど、ある意味やっぱり学習とか次世代育成と関連させて、やっぱり林業とどうつなげていくかというのは、このごろ保育園なんかでも園地を持たない保育園、青空保育園みたいなやつが認可されるようになっているんですね。それはやっぱり公園とか山とかで、校舎を持た

ずに教育をしていく。

【黒田委員】 森のようちえんですね。

【増田会長】 森のようちえんですね。そういうのも、そういう需要が保育園とか幼保レベルでやはり正しい自然観を持って子供を育てたいみたいな動きも出てきているんですね。だから、そんなのも捕まえながら、少しそういうことを展開していただければ、1つの道が見つかるのではないかなと思うんですね。

そのために、やっぱりある一定都市部から林業地域に資本投下するみたいな枠組みをどうつくっていけるかと。そんなのを1つ考えていただいたら。最初は普及啓発やとか、教室の木質化やとかでいいでしょうけど、これはずっと未来につながっていきますので、やっぱりダイレクトに林業地域にお金が回って行くような仕組みに変更させるというんですかね。どうその流れをつくっていくかというあたりがやはりこれから重要になってくるんだらうと思うんですね。これ、今、時限立法じゃないですから、少し中長期に物を考えられますので、やっぱりそんなのもぜひとも。特にお膝元からちょっと離れたところですから、自由な発想で大阪府はできるのではないかなどと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうかね。

【黒田委員】 都会のイベントで終わってほしくないと思います。

【増田会長】 そうですね。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、報告1につきましては、有意義な意見交換ができたのではないかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、報告2、森林保全整備部会の議決事項の報告について。これに関しましては、報告2、森林保全整備部会における議決事項報告について、審議会規程第7条第3項に基づきまして、これは部会長代理として報告をしたいと思います。

2回を開催いたしまして、1回目が令和元年6月19日に林地開発許可の諮問があり、森林保全整備部会にて審議を行い、同年6月26日に附帯意見をつけて妥当とする旨、答申を行っております。2回目は同年8月27日に林地開発許可の諮問があり、同部会にて審議を行い、同年9月26日に附帯意見をつけて、同じく妥当とする旨、答申を行いまし

たので、詳細については、恐れ入りますけれども、事務局のほうから2回あわせてご報告いただければと思います。よろしくお願いたします。

【天羽森づくり課主事】 大阪府森づくり課保全指導グループの天羽と申します。私から議決事項の詳細について報告をさせていただきます。資料3の1ページをご覧ください。

こちらは諮問を行った3件の位置図になります。6月19日に、中央砕石株式会社による高槻市大字原における申請の1件、8月27日に、西日本高速道路株式会社による高槻梶原及び大字梶原における申請、株式会社大阪砕石工業所における高槻市大字川久保における申請の2件の諮問を行いました。

部会への諮問文書は、2ページと7ページに添付しております。3ページ目以降で議決の詳細について説明をします。

資料の3ページをご覧ください。こちらは6月19日に諮問をした議決になります。申請者は中央砕石株式会社、開発の目的は土石の採取、開発にかかる森林面積は40.1282ha、開発しようとする森林面積は60.3498ha、開発行為の事業区域面積は65.6796haとなっております。

森林面積の用途別内訳については、資料でその内訳をご確認ください。

次の欄で記載する(1)から(4)は、林地開発の4つの審査基準となっております、右の欄には事務局の審査の概要を記載しております。

また、審査に際して市町村からの意見を聴取したところ、4ページのとおり、森林法等関連諸法令を遵守し、万全を期するように指導されたいとの意見が提出されました。

これらを踏まえ、諮問に際して事務局から委員の皆様へ説明を行い、ご意見を伺いましたところ、主として2つの事項に関して意見をいただきました。1つ目は防災措置に関する事項で、経年劣化による防災機能の低下が危惧され、引き続き適正な維持管理に努めることという意見、2つ目は緑化に関する事項で、樹木の生育状況を評価した上で、適切な緑化を行うことや、周辺の林況との調和が図られるように努めるべきとの意見、また、これまでの実施した植栽及び管理方法の適否のほか、獣害対策方法についても検証した上で着実な緑化に努めるべきという意見です。

委員の皆様からの意見を踏まえた答申を6月26日にいただきました。

6ページをご覧ください。

林地開発許可をすることは妥当であるとした上で、防災及び緑化に関する3つの附帯意見をいただきました。これらの意見への対応につきましては、次の議題である林地開発許

可実績の報告の中で改めて説明をさせていただきます。

続きまして、8月27日に諮問をした2件のうちの1件目、議案第1号についてご説明します。

8ページをご覧ください。

申請者は西日本高速道路株式会社、開発の目的は高速道路の新築、開発にかかる森林面積は3.9960ha、開発しようとする森林面積は4.1423ha、開発行為の事業区域面積は4.123haとなっております。

森林面積の用途別内訳につきましては、資料でその内訳をご確認ください。

林地開発の許可基準（1）から（4）については、右の欄に事務局の審査の概要を記載しております。

なお、本件につきましては高速自動車国道であるため、大阪府林地開発行為許可の取扱要領第8の2（2）⑤により、審査基準（1）の災害防止基準の審査は省略しております。

また、審査に際して市町村からの意見を聴取したところ、9ページの通り、森林法等関連諸法令を遵守し、万全を期するように指導されたいとの意見が提出されました。

これらを踏まえ、諮問に際して事務局から委員の皆様にご説明を行い、ご意見を伺いましたところ、主として2つの事項に関して意見をいただきました。1つ目は仮設進入路の計画に関する事項で、現在の林況及び地盤の状況を適切に把握した上で安全に配慮した施工に努めることとの意見、2つ目は排水基準に関する事項で、計画流量を超過する規模の洪水や流木の発生を想定したときの被害や対策を事前に検討しておくとともに、施設の適切な維持管理に努めることという意見です。

続きまして、8月27日諮問の2件目、議案第2号についてご説明します。

10ページをご覧ください。申請者は株式会社大阪砕石工業所、開発の目的は土石の採取、開発にかかる森林面積は31.4112ha、開発しようとする森林面積は39.2600ha、開発行為の事業区域面積は50.9132haとなっております。こちらにつきましても、森林面積の用途別内訳につきましては資料でその内訳をご確認ください。林地開発の許可基準（1）から（4）につきましては、右の欄に事務局の審査の概要を記載しております。

また、審査に際して市町村からの意見を聴取したところ、11ページのとおり、森林法等関連諸法令を遵守し、万全を期するように指導されたいとの意見が提出されました。

以上、諮問に際して事務局から委員の皆様には説明を行い、ご意見を伺いましたところ、主として緑化についての意見をいただきました。植栽済地の定期的なモニタリングを行うなど、樹木の生育や病虫害被害等の状況を把握した上で、成林後も林況が維持でき、周辺の林況との調和も図られるよう、現地状況に適した樹木選定及び植栽構成に留意することとの意見です。

これら8月27日に諮問した2件について、委員の皆様からの意見を踏まえた答申を9月26日にいただきました。

12ページをご覧ください。これら2件については、いずれも林地開発許可をすることは妥当であるとした上で、議案第1号は、西日本高速道路株式会社について2つの附帯意見を、議案第2号は、株式会社大阪砕石工業所について1つの附帯意見をいただきました。これらの意見への対応につきましては、次の議題である林地開発許可実績の報告の中で改めて説明をさせていただきます。

以上、森林保全整備部会における議事決定事項の説明を終わらせていただきます。

【増田会長】 ありがとうございます。ただいま報告事項2、森林保全整備部会における議決事項報告について報告をいただきました。いかがでしょうか。次の3とも関連しているというご説明でございましたけれども、続いて次の3もご報告いただけますかね。

それでは、報告3、林地開発許可の実績について、これも事務局のほうからご説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【天羽森づくり課主事】 引き続き、私から、林地開発許可の実績報告についてご説明いたします。

先ほどの資料3の6ページと12ページにあります答申をご用意していただいた上で、資料4をご覧ください。資料4の1ページは、先ほどご説明いたしました森林保全整備部会で答申いただきました3件についての報告となります。中央砕石株式会社につきましては3つの附帯意見をいただきましたので、その対応状況をご説明いたします。

資料3の6ページの答申をご覧ください。附帯意見1については、事業者にも口頭でお伝えした上で許可条件とすることといたしました。また、府としましても適宜パトロールを行い、継続して適切な管理が行われているか確認していく予定です。

附帯意見2、3につきましても、口頭でお伝えした上で許可を行いました。許可に際しては、事業地内の植栽調査を行うことなどや、獣害対策について広葉樹の植栽をツリーシェルターにより行うことについての成否検証を行うなど、植栽地の管理が適切に行われる

よう指導を行いました。

西日本高速道路株式会社につきましては2つの附帯意見をいただきましたので、その対応状況をご説明いたします。資料3の12ページをご覧ください。附帯意見1については、事業者にも口頭でお伝えした上で許可条件とすることといたしました。また、府としても適宜パトロールを行い、継続して適切な管理が行われているか確認していく予定です。

附帯意見2については、今後、進入路の追加に伴う変更申請の予定があり、その際に検討結果を示すよう指導をいたしました。

株式会社大阪砕石工業所につきましては1つの附帯意見をいただきましたので、その対応をご説明いたします。

同じく資料3の12ページをご覧ください。附帯意見については、事業者にも口頭でお伝えした上で許可を行いました。許可に際しては、これまでの植栽結果の検証等を行った上で、植栽する樹木が現地状況に適した樹木選定及び植栽構成となっているかなどについても検討を行うように指導しました。

続いて、資料4の2ページをご覧ください。こちらは、前回の審議会開催日である平成31年1月22日から今年12月16日までの期間における森林保全整備部会への意見聴取の対象とならない開発に係る森林区域5ha未満の林地開発許可の実績になります。

ご覧のとおり、実績としては新規が1件で、開発許可に係る森林面積は3.3953ha、変更が8件で、開発行為に係る森林面積の増減は4.5508haとなります。次の3ページ、4ページに許可事案別の詳細を添付しております。

次に、近年の林地開発の傾向につきまして、5ページをご覧ください。過去5年間のグラフは、新規の許可及び協議・変更により新たに開発される森林面積の増加分を開発行為の目的別に示しております。ここで協議とは、森林法第10条の2第1項第1号または第3号により許可を要しないとされる、国、地方公共団体が行う事業についての連絡調整をしたものをいいます。

グラフからわかりますとおり、大阪府の傾向としましては、全体として道路の造成や土地区画整理事業などの公共的なものが面積の大半を占めているような状況です。

資料4の林地開発許可等の実績報告につきましては以上となります。

【増田会長】 ありがとうございます。

資料3並びに資料4に基づいてご報告をいただきましたけれども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。保全整備部会では、少しお手をかけて何

件かご審議いただいているということでございますけれども。特によろしいでしょうか。それでは、報告事項の3に関しましては、皆さん方にご了解をいただいたということでございます。ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました案件、全て終了いたしましたけれども、議事にありますその他に関しまして、何か事務局からございますでしょうか。特にございませんでしょうか。また、皆さま方、この際、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。長時間にわたり議事の円滑な進行と忌憚ない意見交換ができましたことに対しまして、御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【司会（福井副主査）】 以上で予定しておりました内容は終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。これをもちまして、第85回大阪府森林審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —